

I 概要

| エックス線診療室の名称等 | 台数 | 管球数 | 備考 |
|--------------|----|-----|----|
| | | | |
| | | | |

II 診療用エックス線装置

| | | | | | |
|-------------------------------|---|---|---|---|------------------------------------|
| 高電圧発生装置 | 製作者名 | | | | |
| | 型式 | | | | |
| エックス線制御装置 | 製作者名 | | | | |
| | 型式 | | | | |
| 定格出力 | 連続 | kV mA | kV mA | | |
| | 短時間 | kV mA sec | kV mA sec | | |
| | 蓄放 | kV μ F | kV μ F | | |
| 用途 | 直接撮影・透視・CT・移動型・歯科用（口内法・パノラマ）・その他（ ） | 直接撮影・透視・CT・移動型・歯科用（口内法・パノラマ）・その他（ ） | | | |
| エックス線管球数 | | | | | |
| エックス線装置の障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要 | 共通 | 定格管電圧が 50kV 以下の治療用エックス線装置 | 接触可能表面から 5cm の距離において 1.0 mGy/時 以下 ・ 超える | 接触可能表面から 5cm の距離において 1.0 mGy/時 以下 ・ 超える | |
| | | エックス線管の容器及び照射筒の利用線錐以外のエックス線量（空気カーマ率） | 定格管電圧が 50kV を超える治療用エックス線装置 | 焦点から 1m の距離において 1.0 mGy/時 以下 ・ 超える | 焦点から 1m の距離において 1.0 mGy/時 以下 ・ 超える |
| | | | 接触可能表面から 5cm の距離において 300mGy/時 以下 ・ 超える | 接触可能表面から 5cm の距離において 300mGy/時 以下 ・ 超える | |
| | | 定格管電圧が 125kV 以下の口内法撮影用エックス線装置 | 焦点から 1m の距離において 0.25mGy/時 以下 ・ 超える | 焦点から 1m の距離において 0.25mGy/時 以下 ・ 超える | |
| | | 上記以外のエックス線装置 | 焦点から 1m の距離において 1.0 mGy/時 以下 ・ 超える | 焦点から 1m の距離において 1.0 mGy/時 以下 ・ 超える | |
| | コンデンサ式エックス線高電圧装置（充電状態で、照射時以外のとき。） | 接触可能表面から 5cm の距離において 20 μ Gy/時 以下 ・ 超える | 接触可能表面から 5cm の距離において 20 μ Gy/時 以下 ・ 超える | | |
| | 共通 | 利用線錐の総る過 | 定格管電圧が 70kV 以下の口内法撮影用エックス線装置 | アルミニウム当量 1.5mm 以上・未満 | アルミニウム当量 1.5mm 以上・未満 |
| | | | 定格管電圧が 50kV 以下の乳房撮影用エックス線装置 | アルミニウム当量 0.5mm 以上・未満 | アルミニウム当量 0.5mm 以上・未満 |
| | | | | モリブデン当量 0.03mm 以上・未満 | モリブデン当量 0.03mm 以上・未満 |
| | 輸血用血液照射エックス線装置、治療用エックス線装置及び上記以外のエックス線装置 | アルミニウム当量 2.5mm 以上・未満 | アルミニウム当量 2.5mm 以上・未満 | | |

| | | | | |
|-----------------------|---|---|--|--|
| 撮 影 | 受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置（CTエックス線装置を除く。） | | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| | エックス線管 焦点皮膚間 距離（骨塩 定量分 析装置 を除く。） | 口内法 撮影用 装置 定格管電圧 70kV以下 | 距離15cm以上・未満 | 距離15cm以上・未満 |
| | | 定格管電圧 70kV超 | 距離20cm以上・未満 | 距離20cm以上・未満 |
| | | 歯科用パノラマ断層撮 影装置及びCTエック ス線装置 | 距離15cm以上・未満 | 距離15cm以上・未満 |
| | | 移動型、携帯型及び乳 房撮影用（拡大撮影に 限る。）エックス線装 置 | 距離20cm以上・未満 | 距離20cm以上・未満 |
| | 上記以外のエックス線 装置 | 距離45cm以上・未満 | 距離45cm以上・未満 | |
| 用 | 移動型、携帯型及び手術用エック ス線装置遠隔操作装置の有無 | | 移 動 ・ 固 定 有（2m以上・未満）・無 | 移 動 ・ 固 定 有（2m以上・未満）・無 |
| 透 視 | 透視中の 患者への 入射線量 率 | 高線量率透視制御を 備えていない装置 | 空気カーマ率 50mGy/分 以下 ・ 超 | 空気カーマ率 50mGy/分 以下 ・ 超 |
| | | 高線量率透視制御を 備えた装置 | 空気カーマ率 125mGy/分 以下 ・ 超 | 空気カーマ率 125mGy/分 以下 ・ 超 |
| 用 視 | 透視時間を積算するタイマー | | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| | 焦点皮膚間距離保持装置又は照 射防止用インターロック | | 有（距離 cm）・無 術中 使用 有 ・ 無 | 有（距離 cm）・無 術中 使用 有 ・ 無 |
| | 受像面を超えないようにエックス 線照射野を絞る装置 | | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| | 利用線錐中の蛍光板等の受像器 を通過したエックス線の空気カ ーマ率 | | 受像器の接触可能表面から10cmの距離に おいて150μGy/時 以下 ・ 超 | 受像器の接触可能表面から10cmの距離に おいて150μGy/時 以下 ・ 超 |
| | 最大照射野を 3.0cm 超える部分 を通過したエックス線の空気カ ーマ率 | | 当該部分の接触可能表面から 10cmの距離 において 150μGy/時 以下 ・ 超 | 当該部分の接触可能表面から 10cmの距離 において 150μGy/時 以下 ・ 超 |
| | 利用線錐以外のエックス線を遮蔽 するための手段 | | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 間 接 撮 影 用 | 利用線錐の形及びエックス線照 射野絞り装置 | | 角錐型・その他（ ） 照射野絞り装置 有 ・ 無 | 角錐型・その他（ ） 照射野絞り装置 有 ・ 無 |
| | 受像器一次防護遮蔽体 | | 接触可能表面から10cmの距離における 空気カーマ1ばく射につき 1.0μGy 以下 ・ 超 | 接触可能表面から10cmの距離における 空気カーマ1ばく射につき 1.0μGy 以下 ・ 超 |
| | 被照射体周囲の箱状遮蔽物 （操作者等が室内に容易に退避でき ない場合） | | 遮蔽物から10cmの距離における空気カ ーマ1ばく射につき 1.0μGy 以下 ・ 超 | 遮蔽物から10cmの距離における空気カ ーマ1ばく射につき 1.0μGy 以下 ・ 超 |
| | 治療用エックス線装置 （近接照射治療装置を除く。） | | ろ過板が引き抜かれたとき、照射を遮 断するインターロック 有 ・ 無 | ろ過板が引き抜かれたとき、照射を遮 断するインターロック 有 ・ 無 |

III エックス線診療室等

| | | | | |
|---------------------------------|------------------------|-------------------|-----------------------|-------------------|
| エックス線診療室等の障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要 | 室名（保管場所） | | | |
| | 周囲の画壁等 （構造材料厚さ） | 天井 | | |
| | | 床 | | |
| | | 周囲の画壁 | | |
| | | 監視用窓 | | |
| | | 出入口の扉 | | |
| | その他の開口部 | | 有（ ）・無 | |
| | 防護省略の部分 | | 有（ ）・無 | |
| | エックス線診療室の外側における実効線量 | | 1.0 mSv / 週 以下・超 | |
| | 操作室 | | 有・無（近接透視・乳房・口腔・骨塩・輸血） | |
| | エックス線診療室である旨を示す標識 | | 有（別添図面のとおり）・無 | |
| | 放射線障害防止に必要な注意事項の掲示 | | 患者注意 | 有（別添図面のとおり）・無 |
| | | | 従事者注意 | 有（別添図面のとおり）・無 |
| | 管理区域 | 管理区域の場所 | | 別添図面のとおり |
| | | 管理区域である旨を示す標識 | | 有（別添図面のとおり）・無 |
| | | 境界における実効線量 | | 1.3 mSv / 3月 以下・超 |
| | | 立入制限措置 | | 有（別添図面のとおり）・無 |
| | 敷地内居住区域及び敷地境界の実効線量 | | 250 μSv / 3月 以下・超 | |
| 入院患者の被ばく防止措置 | | 1.3 mSv / 3月 以下・超 | | |
| エックス線装置使用中表示装置 | | 有・無 | | |
| 被ばく防止に関する措置 | | | | |
| 放射線診療従事者等の被ばく線量測定器 | | | | |
| 特別な理由により移動して使用する場合 | | | | |

IV エックス線診療従事者

| 氏名 (生年月日) | 職種 | エックス線診療に関する経歴 (資格取得年月日及び免許証番号等) |
|--------------|----|------------------------------------|
| | | |
| | | |